日調連総発第４５９号
平成２２年９月１日

各土地家屋調査士会　御中

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書の有効期間満了に際しての更新手続について（お知らせ）

当認証局の業務運営につきましては、ご理解ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、当認証局では、平成１８年１月から、日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）を発行してまいりましたが、ＩＣカードの有効期間は５年と定められており、平成２３年１月から、順次、会員が保有するＩＣカードの有効期間が満了することとなります。

引き続き、会員の皆さまがＩＣカードを利用される場合には、有効期間満了日前に、新たに利用申込みをいただくことが必要となります。

そこで、当認証局から、ＩＣカードの有効期間満了日が近づいた会員の方々に対して、有効期間満了日３か月前頃に案内文書を送付する予定にしております。

また、ＩＣカードにつきましては、全ての発行が新規発行となりますところから、利用申込みの際は、ＩＣカード利用申込書・印鑑登録証明書・住民票の写し（ただし、日本に居住する外国人の方の場合は登録原票記載事項証明書）・戸籍謄（抄）本（ただし、土地家屋調査士名簿に職名(旧姓使用等)を登録している場合のみ）・発行に係る費用１０，０００円(税込)の振込依頼書又は領収書等の控のコピーが必要となります。

つきましては、更新手続きを円滑に行うため、ＩＣカード有効期間満了に際しての更新手続について、別紙のとおりまとめましたので、貴会所属会員へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、各土地家屋調査士会における平成22年8月31日現在のＩＣカード発行状況（別添：ＩＣカード利用者一覧表）を作成しましたので、参考までに送付します。

また、同資料には個人情報が含まれておりますので、その取扱いにつきましては、ご注意いただきますようお願いいたします。

別紙

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書の有効期間満了に際しての更新手続について

ＩＣカード　：日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書 新ＩＣカード：有効期間満了に伴い新たに発行されたＩＣカード 旧ＩＣカード：ご利用になっている有効期間満了間近のＩＣカード

１　ＩＣカードの有効期間について

ＩＣカードの有効期間は５年です。有効期間が満了すると、有効な電子署名を行うことができません。

２　ＩＣカードの有効期間の確認方法について

平成 23 年 1 月から、順次、利用者（土地家屋調査士会員）が保有するＩＣカードの有効期間が満了することとなります。

有効期間は、ＩＣカード券面に記載されております。

（例）有効期間が平成 23 年 1 月 16 日までの場合、ＩＣカード券面に「有効期限：20110116」と印刷されています。

３　有効期間満了に伴う更新手続について

当認証局から、ＩＣカードの有効期間満了日が近づいた利用者（土地家屋調査士会員）の方々に対して、有効期間満了日３か月前頃に案内文書を送付しますので、更新をされる方は有効期間満了日１か月半前までに、次の①から⑤の書類を同封の返信用封筒にて返送してください。

有効期間満了日１か月半前までに返信いただいた場合、旧ＩＣカードの有効期間満了前に新ＩＣカードを発行いたします。

①ＩＣカード利用申込書（案内文書と同封します。）

②印鑑登録証明書

③住民票の写し（ただし、日本に居住する外国人の方の場合は登録原票記載事項証明書）

④戸籍謄（抄）本（ただし、土地家屋調査士名簿に職名(旧姓使用等)を登録している場合のみ）

⑤発行に係る費用１０，０００円(税込)の振込依頼書又は領収書等の控のコピー

４　新旧ＩＣカードの取扱いについて

上記３に基づいて更新手続を行った場合、旧ＩＣカードの有効期間満了前に、新ＩＣカード

が発行されます。

したがいまして、利用者（土地家屋調査士会員）は、新ＩＣカードと旧ＩＣカードを重複して所有することとなり、両ＩＣカードをもって共に有効な電子署名を行うことができます。

取扱い等に混乱のないよう、新ＩＣカードの利用ができることを確認（※）した後、旧ＩＣカードと同カードのＰＩＮ封筒は、ハサミで切る等の破棄をされますようお願いします。ただし、旧ＩＣカードによって申請中の案件がある場合、新ＩＣカードで補正申請することは可能ですが、当該案件が完了するまでは、旧ＩＣカードを破棄しないことをお勧めします。

なお、新ＩＣカードと旧ＩＣカードは、ＰＩＮコードが異なりますので、新ＩＣカードと同封されているＰＩＮコードを紛失しないようご注意願います。

※　連合会ホームページ「会員の広場」に掲載している「ＩＣカード検証ツール」によって、ＩＣカードの確認が可能です。

5　氏名の漢字について

氏名の漢字に関しまして、公文書の漢字と土地家屋調査士名簿上の漢字が一致しない場合があるところ、当認証局においては、利用者同意書に記載の「誤字・俗字正字一覧表、及び戸籍法施行規則別表第二　漢字の表二」に基づき、正字に置き換えを行ってＩＣカードを発行しています。

平成 21 年 10 月以降、漢字の置き換えに関する審査基準が厳格となり、ＪＩＳ第１水準と第２水準に該当する文字同士の置き換えができなくなり、従来までは置き換え可能であった漢字が置き換えできなくなる場合があります。

（例）寿と壽、富と冨、栄と榮、衛と衞、園と薗、桜と櫻、奥と奥、暁と曉、勲と勳、恵と惠、静と靜、剣と劍、国と國、広と廣、実と實、狭と狹、将と將、奨と奬、真と眞、慎と愼、蔵と藏、穂と穗、斉と斉、滝と瀧、万と萬、児と兒

土地家屋調査士名簿に登録されている氏名漢字に、公文書の氏名漢字と相違がある場合、更新手続が円滑に行えない可能性がありますので、あらかじめご確認をお願いします。

なお、土地家屋調査士名簿と公文書の氏名漢字に相違がある場合、土地家屋調査士名簿の更正手続を行っていただきますようお願いいたします。

円滑なＩＣカード更新手続のため、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

6　住民票上の住所について

住民票上の住所と土地家屋調査士名簿上の住所が一致していない場合、ＩＣカードの更新手続を進めることができません。あらかじめ登録事項の変更の届出を行っていただきますようお願いします。